

達 示 第 1 0 号

令和4年6月14日

大阪拘置所長

「大阪拘置所隔離実施規程」の制定について  
標記について、別添のとおり定め、即日施行する。

なお、平成18年5月23日付け達示第39号「「大阪拘置所隔離実施規程」  
の制定について」は、本日付けをもって廃止する。

## 大阪拘置所隔離実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第76条（以下「法第288条において準用する場合を含む。）並びに受刑者の隔離に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3305号大臣訓令。以下「訓令」という。）及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3346号矯正局長依命通達「受刑者の隔離に関する訓令の運用について」（以下「通達」という。）に基づく保安上の隔離に関し、適正な運用に資することを目的とする。

### (要件)

第2条 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離できるものとする。

- (1) 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- (2) 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

### (期間)

第3条 隔離の期間は3か月とする。ただし、前条の隔離事由が解消しない等特に隔離を継続する必要が認められる場合に限り、1か月ごとに隔離の期間を更新するものとする。

### (期間の計算)

第4条 隔離の期間は、隔離を開始又は隔離の期間を更新する旨を当該受刑者に告知した日を起算日とし、暦に従って計算するものとする。

- 2 隔離の期間は、その末日の午後12時を経過することによって満了するものとする。

### (隔離手続)

第5条 受刑者を隔離し、又は隔離の期間を更新する必要があると認められる場合には、当該受刑者を担当する処遇部門の統括矯正処遇官（代理者を含む。以下「処遇統括」という。）は、その理由、事情等を視察表に具体的

に記載し、処遇審査会の審査に付するものとする。

- 2 処遇審査会は、前項について審査を遂げ、その意見等を所長に報告するものとする。この場合における所長への報告は、前項の視察表に意見等を付記して行うものとする。
- 3 処遇部門の首席矯正処遇官（以下「処遇首席」という。）は、隔離の措置が必要と判断する場合において、処遇審査会の審査に付するいとまのないときは、所長にその旨を口頭で報告の上、当該受刑者を隔離し、速やかに前第1項及び第2項に準じて所長に報告するものとする。

（告知）

第6条 前条の規定により隔離又は隔離の期間を更新することが決定された場合には、処遇統括は、速やかに同措置を開始し、又は期間満了日の翌日から期間を更新して同措置を継続するものとする。

- 2 当該受刑者の処遇を担当する処遇統括は、隔離の開始又は隔離の期間の更新に際し、当該受刑者に対し、隔離の措置を開始又は隔離の期間を更新すること及び法の根拠条文（法第76条第1項第1号又は同第2号）を告知し、告知年月日時間を前条の視察表に付記するものとする。
- 3 前項において、処遇上特に必要があると認められる場合には、根拠条文に加え、隔離の措置を講ずることが必要と認められる具体的な事情を告知するものとする。

（期間の確認）

第7条 処遇統括は、「隔離期間満了簿」（別紙）により、隔離中の受刑者の期間満了日を随時確認し、期間満了に伴う中止や更新の措置に遺漏のないよう努めるものとする。

（隔離の中止）

第8条 隔離中の受刑者については、次に掲げる事由に該当する場合には、直ちに隔離を中止するものとする。

- （1）隔離の事由に係る事項のおそれの程度が減じ又は解消して、同隔離の措置の必要がなくなつたと認められた場合
- （2）健康状態からして、隔離の措置を継続することが相当でない場合

(3) 保護室に収容した場合

(4) 閉居罰を執行した場合

(中止手続)

第9条 処遇首席は隔離を中止することが相当と認められた場合には、その旨を記載した視察表をもって所長に報告の上、隔離を中止するものとする。

2 医務部の医師は、隔離中の受刑者の健康状態の把握に努め、隔離を中止することが相当と認める場合には、その旨を視察表に具体的に記載し、速やかに所長に報告するものとする。

(中止の告知)

第10条 隔離の措置の中止が決定された場合には、処遇統括は、その旨を直ちに当該受刑者に告知するとともに、同措置を中止するものとする。

2 前項の告知等をした処遇統括は、その旨及び告知年月日時間を前条の視察表に付記するものとする。

(処遇内容)

第11条 隔離中の受刑者の処遇は、次の掲げる場合を除き、昼夜、単独で単独室に収容して行うものとする。ただし、単独室に空室がない等の事情がある場合には、共同室に単独で収容して行うこととして差し支えない。

(1) 運動、入浴又は面会の場合

(2) 健康診断又は診療の場合

(3) 居室において行うことが困難な処遇を行う場合

2 隔離中の受刑者の居室外で処遇を行う際は、できる限り、他の被収容者と接触しないよう分離して単独で行うものとする。

3 前項の居室外での処遇を行うための居室から処遇場所への連行、待合室等での待機などについては、特に指示するときを除き、完全に分離するまでの必要はないものの、戒護に当たる職員は、隔離中の受刑者と他の被収容者が交談、けんか等、隔離の事由に反する事態が生じることのないよう十分な戒護に努めるものとする。

4 隔離中の受刑者の動静視察に当たっては、各受刑者ごとの隔離の事由と前提事情等を十分に念頭に置きつつ、綿密かつ頻繁に行うものとし、一般

的な動静のほか、事由の在否の状況等を的確に把握するものとする。

- 5 前項の動静視察は、居室棟勤務中の担当職員が行うことはもとより、当該受刑者の処遇を担当する主任矯正処遇官（以下「処遇主任」という。）、処遇統括、処遇首席、監督当直者らの監督者も努めて行うものとし、視察の結果を、処遇首席に随時報告するものとする。
- 6 居室棟勤務中の担当職員、当該受刑者の処遇を担当する処遇主任、処遇統括らの監督者は、適時、隔離の理由を除去するための相談助言、指導等の措置に努めるものとする。

（健康状態の把握）

第12条 看護師又は准看護師は、隔離中の受刑者の健康状態について、原則として、毎月末、定期的に医務部の医師に報告するものとする。また、上記定期報告以外にも、隔離の継続の適否に影響があるような健康状態の変化が認められた場合には、その都度、その旨を医務部の医師及び処遇首席に報告するものとする。

- 2 医務部の医師は、隔離中の受刑者の健康状態について、前項の看護師等からの報告により把握し、必要と認められる場合には、当該受刑者の診察を実施するものとする。
- 3 医務部の医師は、受刑者を隔離の措置に付す場合及び隔離の期間の更新を行う場合には、その健康状態について、関係する視察表に付記し、所長に報告するものとする。

# 隔離期間満了簿

称呼番号 \_\_\_\_\_ 番 氏 名 \_\_\_\_\_

法第76条第1項第 \_\_\_\_\_ 号該当

所長	部長	首席	更新回数	開始年月日	終了年月日	継続拘禁期間	居室	備考
			1					
			2					
			3					
			4					
			5					
			6					
			7					
			8					
			9					
			10					